

# あなたの AI プロンプトは証拠開示対象となるか？ 全ての企業と法律事務所が知っておくべき最近の判例

筆者：ルイジェン（トニー）・ワン (Ruizheng (Tony) Wang)

& ケイリフ・クーパー (Califf T. Cooper)

あなたの ChatGPT（チャットジーピーティー）、Claude（クロード）と Gemini（ジェミニ）プロンプトと応答が証拠開示対象となるという心配はありませんでしょうか。最近の判決により、この懸念点が浮き彫りとなり、どのような場合に AI チャット履歴が証拠開示対象とされるか、どのような場合に証拠開示を回避できるかが明かされました。現行の規則がどのように最先端の生成 AI に適用されているか、そして、AI ディスカバリー（証拠開示）で引き起こされ得る大惨事を回避するために全ての企業、社内弁護士と法律事務所が必ずやるべきことが解明されました。

AI ディスカバリーの道に関する最新規則を理解するには、ニューヨークタイムズ (NYT) と OpenAI 社の間で提起された著作権侵害訴訟事件を見るべきです。NYT は、OpenAI が許可も補償もなしに NYT の著作権で保護される記事を無断使用して大規模言語モデル (LLM) を不適切に訓練し、大きな著作権侵害をしたと主張し、OpenAI に対し訴訟を提起しました。当該事件の中心となる問題点は、OpenAI のデータ・スクレイピングが「フェアユース」に該当するか、そして、その結果である ChatGPT モデルが NYT の著作権で保護されるコンテンツを不適切に反復したかです。

こうした状況下、米国地方裁判所の Ona T. Wang 判事による 2 つの最近のディスカバリー判決が、どのような場合に AI プロンプトとログが証拠開示対象となり得るかの模範事例となっています。

最初の判定において、OpenAI は、NYT に、OpenAI のモデルを使用した内部ツールへの NYT の従業員のプロンプトを含む内部「ChatExplorer」ログと彼らが受信した出力を強制的に開示させることを求めました<sup>1</sup>。OpenAI は、ログはフェアユースと実質的に非侵害使用に直接関係のあるものであると主張しました。被告は「ChatExplorer」ログが事件の必要性に関連している又は釣り合っていることを示さなかったため、裁判所は、その主張に同意せず、強制開示の動議を却下しました。Wang 判事は、フェアユースに関する調査の重点は OpenAI による NYT の著作権で保護される作品の使用に置かれ、NYT による OpenAI のツールのダウンロードでの使用ではないと説明しました。裁判所はまた、NYT がその自社の「代わりとなる競合相手」になることはあり得ないから、関連著作権の点において、NYT による ChatExplorer の使用は市場への損害の証拠とならないと判定しました。何かの周辺関連性があったとしても、8 万超えのログエントリを特別に確認する負担を考慮すれば、その要求は不相応なものであると判断されました。

しかし、Wang 判事は、同じ訴訟に対して下した次の判決において、逆の見方を示しています。OpenAI が NYT の内部 AI 使用ログを求めたのではなく、今度は、NYT が OpenAI 自社の顧客 ChatGPT 出力ログの生成を、AI が新聞における著作権で保護される記事を実際に反復したという証拠として求めました<sup>2</sup>。その判定において、Wang 判事は、再考慮を求める OpenAI の動議を却下した上、OpenAI に 2 千万の顧客 ChatGPT ログの匿名化されたサンプルを生成するよう強制しました。裁判所は、これらのログは事件の核心となる問題点（出力が NYT の作品を再現したか）と非常に関連性が高く、また、2 千万のログは OpenAI が保持する数百億のログの 0.05% 未満を占めるので、比例したものであると判定しました。それらの出力は、フェアユース及び実質的な非侵害使用を含む OpenAI 自身の抗弁とも関

---

<sup>1</sup> *In re OpenAI, Inc., Copy. Infringement Litig.*, 800 F. Supp. 3d 602, 606 (S.D.N.Y. September 19, 2025).

<sup>2</sup> *In re OpenAI, Inc., Copy. Infringement Litig.*, No. 25-MD-3143 (SHS) (OTW), 2025 WL 3468036, at \*1 (S.D.N.Y. Dec. 2, 2025).

連するものとなります。裁判所は更に、匿名化は既にほぼ完了し、個人情報保護は既に整っていると示しました。

著作権侵害に関連するものではありませんが、*United States v. Heppner* 事件における最近の判定は、代理人が関与しない状況の場合を説明しています。Bradley Heppner は、被疑証券詐欺と通信詐欺に関わる連邦刑事事件<sup>3</sup>の被告です。Heppner 氏は、逮捕される以前に、政府機関の捜査及び可能な答弁戦略に関する文書を生成するために Anthropic 社のクロードを使用しました。その点で、米国地方裁判所の Rakoff 判事は、これらの生成された文書は弁護士・依頼者間の秘匿特権又はワーク・プロダクトの法理（職務活動の成果の法理）による保護対象ではないと判定しました。裁判所は、クロード自体は弁護士に該当しないため、それらのやりとりは機密のものではなく、かつ、それらの文書は法律顧問によって又はその指示で準備されたものではないと判断しました。当該判決理由において、Anthropic の利用規約及びプライバシーの開示には入出力を収集し、クロードの訓練に使用し、第三者に開示することができることが含まれることも特に示されています。裁判所は、「法律顧問がクロードを使用するよう依頼者に指示したならより密接な秘匿特権問題が浮上するかもしれないが、この事件ではそれは当てはまらない」と確かに示しました。当該判定は、弁護士の関与なしの依頼者による AI 使用は秘匿特権やワーク・プロダクトの議論が崩壊した場合に証拠開示対象となり得ることを示しました。

上述したこれらの事件から得た重要な教訓として、AI プロンプトはそれ自体が存在するというだけで自動的に証拠開示対象となるわけではないということが分かります。当事者は依然として、プロンプト、出力又はログが実際の主張又は抗弁に影響を与えることと、それらを収集し検討する負担が正当なものであることを示さなければなりません。広範な AI ログが実質的な内容から見て弱すぎる又は

---

<sup>3</sup> *U.S. v. Heppner*, No. 25 CR. 503 (JSR), 2026 WL 436479, at \*1 (S.D.N.Y. Feb. 17, 2026).

それらを検討するのに過剰な負担がかかる場合に、AI ログの開示要求は認められない場合があります。他方、AI プロンプトは、（１）主張又は抗弁と重要な関係がある場合、（２）それらの開示要求が事件の必要性に比例して釣り合ったものである場合、（３）それらは弁護士・依頼者間の秘匿特権又はワーク・プロダクトの法理により保護されない場合、（４）それらは法律顧問の指示で作成されたものではない場合、又は（５）AI ツールの利用規約や設定が機密性を損なう場合に、証拠開示対象となる可能性がより高いです。基本的には、最新鋭の LLM と最先端の AI プラットフォームによって生成されたデータの場合であっても、従来の証拠開示規則は適用されます。

これらの事件により、専門職としての責任は法律事務所とそのクライアントがどのように AI を使用するかに厳密に拡大されることが改めて認識させられました。プロンプトと出力は、電子的に保存された情報（ESI）であり、電子メールやテキストと同じく倫理的義務及び証拠開示義務の対象となります。アメリカ法曹協会（ABA）の法曹職務模範規則の模範規則 1. 1 のコメント 8 により、代理人は重要技術に関連付けられた利点とリスクを理解する必要があります。弁理士が、ユーザ入力を訓練する又は第三者に情報を共有する公共で消費者向けの生成 AI ツールにクライアントの機密データを入力した場合、倫理規則に違反する恐れがあります。さらに悪いことには、弁護士・依頼者間の秘匿特権を完全に放棄してしまうことになってしまい、つまり、それらのプロンプトはそれによる保護対象ではなくなり、相手側の弁護士により求められる証拠開示対象となります。

弁護士は法廷に虚偽の AI 生成資料を提出したり、証拠の入手を妨害したり、関連する可能性のある資料を紛失や破損させたりしないという前提で、模範規則 3. 3 と 3. 4 も影響を及ぼす規則です。AI プロンプト又は出力が主張に関連する場合、弁護士は、訴訟が合理的に予期されるなら、それらを保存するように直ちに措置を講じなければなりません。これは、クライアントに AI チャットログの

自動削除機能をオフするよう積極的に助言することを意味します（OpenAI の訴訟に起きた問題で、裁判所が顧客出力ログの定期的な削除を止めるように介入しなければなりませんでした）。最近のニュース記事で実証されたように、弁護士は、法廷に虚偽の AI 生成資料（AI による誤情報の判例等）を提出することができません。法律事務所は、LLM によるあらゆる出力を根拠にする前に、それらを独立に検証しなければなりません。

加えて、ABA 模範規則 5.1 と 5.3 により、法律事務所と監督弁護士には、弁護士も非弁護士のアシスタントも専門職としての義務に一致した方法で AI を使用することを確実にするように、合理的な措置を講じることが求められます。無知は弁護になりません。監督弁護士と法律事務所は必ず、弁護士も非弁護士のアシスタントもクライアントのデータを保護し、証拠開示義務に準拠する方法で AI を使用することを確実にするように、明白かつ書面によるポリシーと合理的な措置を講じなければなりません。

AI プロンプトは、自動的に証拠開示対象とはなりませんが、自動的に対象外とされるわけでもありません。AI プロンプトは、主張の実質的な内容に直接触れ、事件に釣り合い、かつ、秘匿特権により保護されない場合には証拠開示対象となります。企業は、自社のチャット履歴が近い将来に強制開示させられてしまう前に、今日から AI 保持・使用ポリシーを実践すべきです。